

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員の退職手当に関する要領

(退職手当の調整額に関する職員の区分)

第1条 退職した者は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の在職期間が含まれる時期の別により定める別表の給料表及び該当する級又は職位の項に定めるその者が適用を受けていた給料表の種別ごとにその者が属していた当該各月における職務の級の区分に対応するこの表の職員の区分の項に掲げる職員区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこの表の2以上の職務の級の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこの表の区分の項に掲げる職員の区分に属していたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる給料表によらない場合又は別表により難しい場合の職員の区分については、別に定める。

(調整月額に順位を付す方法)

第2条 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

区 分	調整月額（円）	給料表の該当する級又は職位		
		事務職	専門職	職 務
第1号区分	50,000	8級		
第2号区分	45,850	7級		
第3号区分	41,700	6級		
第4号区分	33,350	5級	5級	主幹、課長、事務局次長の職務
第5号区分	25,000	4級	4級	主幹、課長の職務 重要な業務を行う主査、係長、施設長の職務
第6号区分	20,850	3級	3級	主任、主査、係長、施設長の職務
第7号区分	16,700	2級	2級	副主任、主任の職務
第8号区分	0	1級	1級	主事補、主事の職務

※ 職務は、千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員給与規程第5条・給与規程施行細則第2条「正規職員の級」による